

初等中等教育の学級経営における立憲主義と民主主義

Constitutionalism and Democracy in Classroom Management in Primary and Secondary Education

森 元 拓

MORIMOTO Taku

要約：初等中等教育の学級経営における意志決定は、多数決原理に基づく民主主義的な方法によって行われるのが一般的であろう。多数決原理に基づく民主主義的意志決定は、多数者の意志を代表することから現代社会においては最も使用される意志決定方式であろう。しかし、この民主主義には問題はないのだろうか。

民主主義の問題点を近代初期の段階から指摘したのは、トクヴィルとJ. S. ミルである。トクヴィルは、アメリカの統治システムが余りにも多数者の意志を尊重することを問題視し、それを「多数者の専制」とした。多数者の専制の問題は、社会における少数者の意志が尊重されず、場合によっては、少数者を迫害しかねないことである。また、ミルは、トクヴィルを一步進めて、世論による多数者の専制を問題視した。ミルは、これを「社会的専制」とした。世論が社会的圧力となって、少数者の意志や自由な創意工夫、独自性を圧迫しかねない。ミルは、この点を問題視した。

このような視点から民主主義をみたときに、これと逆の理念を有しているのが、近代立憲主義である。自由主義原理に基礎をもつ立憲主義は、個々人の自律性と自由を重要視し、これを最大限尊重することに眼目を置く。ミルが社会的専制の問題を語る時、その処方箋として提示したのも立憲主義的理念であった。立憲主義は、個々人の「個性」を涵養し、これが社会をも自由にする。こう述べたのである。

本稿では、学級経営における問題点を山田詠美『ぼくは勉強ができない』の主人公である秀美の視点と経験をとおして、学級経営における民主主義と立憲主義の相克について考察する。

キーワード：学級経営、立憲主義、民主主義、『ぼくは勉強ができない』

*Per me si va ne la città dolente,
per me si va ne l'eterno dolore,
per me si va tra la perduta gente.*

*Giustizia mosse il mio alto fattore;
fecemi la divina podestate,
la somma sapienza e 'l primo amore.*

*Dinanzi a me non fuor cose create
se non etterne, e io eterno duro.
Lasciate ogne speranza, voi ch'intrate.¹*

¹https://it.wikisource.org/wiki/Divina_Commedia/Inferno/Canto_III

我を過ぐれば憂ひの都あり、
我を過ぐれば永遠の苦患あり、
我を過ぐれば滅亡の民あり

義は尊きわが造り主を動かし、
聖なる威力、比類なき智慧、
第一の愛、我を造れり

永遠の物のほか物として我よりさきに
造られしはなし、しかしてわれ永遠に立つ、
汝等こゝに入るもの一切の望みを棄てよ²

1. はじめに

初等中等教育の学級経営において、クラス的意思決定はどのように行われるだろうか。学生に挙手や投票によって個々人の意志を確認し、最も多数の意見をクラスの意志として採用することが一般的ではなかろうか。いわゆる「多数決方式」である。いうまでもないが、多数決方式による意思決定は、大人の社会においても広範に採用され、現代の民主主義社会における意思決定システムの根幹をなっている。学校現場においても、小学校のかなり早い段階から多数決原理に基づく意思決定が行われているのは、子供達を民主主義的意思決定システムである多数決原理に早期から習熟させる目的もあるのではないかと思料する。

一方で、多数決方式を、かなり早い段階から多数決原理に子供達を習熟させ、当然の意思決定システムとして受容させることは、民主主義的意思決定システムとしての多数決原理に対する批判的思考の機会を奪わしめていることにもなる。すなわち、意思決定システムとしての多数決原理の意義や功罪について批判的に検討し、さらには、その前提となる民主主義原理の意義や功罪について批判的に検討する機会を奪わしめていることになっているのではなかろうか。しかも、これはなにも子供達だけの問題ではない。小学校の相当早い段階から多数決原理に習熟することによって、我々大人達もまた、それを所与の当然のものと理解し、多数決原理や民主主義原理を無批判に受容せしめている事態を招来している。

『ぼくは勉強ができない』の主人公の時田秀美は、このようなお仕着せの意思決定システムを無批判に受容したりしない。『ぼくは勉強ができない』は1991年から1992年にかけて『新潮』等に連載された山田詠美の小説である。本作は、主人公である高校生（番外編では、小学生）の時田秀美の学校生活を綴ったもので、秀美を通じて死と生、恋愛、人生の不平等などが語られる。本書のライトモチーフの一つが「教育とは」「教師とは」という問題である。本稿では、本書を通じて、初等中等教育の学級経営における学級的意思決定と民主主義及び立憲主義の意義について考えていきたい。

2. 学級経営における意思決定

(1) 多数決原理の民主主義

小学生5年生の秀美を描く番外編「眠れぬ分度器」の中で、秀美は、多数決原理と民主主義に対

² ダンテ『神曲（上）』（岩波書店、1952年）25頁。

して疑義を呈する。

「翌朝、奥村〔秀美の担任〕が教室に行くと、時田秀美のまわりに子供たちの輪が出来ていた。

「こら、もう、とうに、チャイム鳴っただろう。おまえら、何やってんだ」

子供たちは、渋々と席に着いた。人垣の失くなった秀美の机の上には、雀の死骸が載っていた。秀美は、頬杖をついて、それを見詰めていた。

「時田、その雀、どうしたんだ」

「死んだんです」

「それは、解っている。どうして、そんなもんが、机の上にあるんだ」

「ぼくが載せたからです」

「どうしてだ。どこで拾って来たんだ。」

「道で死んでたんだ。だから、後で、お墓を作るんです。ここに寝せといていいですか？ 先生」

秀美は、訴えかけるような目で奥村を見た。

「それじゃあ勉強出来ないだろう？ 皆の迷惑は、考えないのか、時田は」

「そうじゃないけど……」

「そのままにしておけば良かったのに。生き物が死ぬと土に還るんだぞ」

「でも、アスファルトの上で死んでたんだよ。あのままじゃ車にひかれちゃいます。土になんか還るもんか」

秀美は、雀をかばうように、机に伏せた。ああ言えば、こう言う。まったく、この子供は、母親に似ている、と奥村は思った。

「じゃあ、こうしよう。多数決だ。このまま、死んだ雀を机の上に置いたままにしていっても、いいと思うもの手を上げて」

四、五人の子供が手を上げた。やだあ気持ち悪い。どこかで、そんな声があった。

「今すぐ、校庭の隅に置いて来た方がいいと思う人」

数えるまでもなかった。秀美は、唇を噛み締めて、雀を手の中に入れ立ち上がった。

「時田、多数決は民主主義の原則だぞ。裏庭の池の側にでも捨てて来なさい」

「民主主義って、くだんねえや」

奥村は、秀美が呟いた言葉を無視した。秀美が出て行くと、子供たちは、ひそひそと笑い声で囁き合っていた。

「あいつ、焼き鳥にして食っちゃもうんじゃねえか？」

「やりかねない！！」

奥村は、声の主をたしなめ、出席簿を開いた。彼の耳の奥には、秀美の言葉が薄気味悪い響きを伴ってこだましていた。民主主義ってくだんねえや。不意に時田仁子〔秀美の母親。奥村と仁子は、父兄面談の際に奥村とやりあっている〕の赤く塗られた唇が目の前に浮かんだ。彼は、あの分をわきまえない母親を憎んでいるのに、ようやく気付いた。³〔 〕は森元による注記。また傍点は森元による。特に断りのない限り、いずれも、以下同じ。）

小学5年生の時田秀美の担任である奥村は、机の上に雀の死骸を載せているのを見て、やめさせようとする。その際、秀美を説得する言葉として出てきた言葉が、「皆の迷惑を考えないのか」である。奥村は、なぜ秀美が突拍子もない行動に出たのか、秀美は何を考え、何をしたかったのか、という

³ 山田詠美『ぼくは勉強ができない』（新潮社、1993年）177頁以下。以下、『ぼくは勉強ができない』とのみ記す。

ことを考えもしない⁴。それどころか、周囲への同調圧力によって事態を收拾しようとする。これに屈しない秀美（この屈しない態度こそ、立憲主義に基づく自由主義的人格の理念型ともいうべきものであるが、この点については後述する）に対し、奥村は、クラスの多数決を取る。すなわち、奥村は、多数決原理により秀美の行為の是非を決しようとしたのだ。そして、クラスの多数が秀美の行為を「否」とすることにより、秀美の行為の正当性を否定してみせる。奥村は、「多数決は民主主義の原則だぞ」と言い放ち、秀美に対して多数意志に服従するように命令する。

このような奥村の言動は、何も珍しいことではあるまい。学校現場はもちろんのこと、今日の日本において、日常的に見られる光景であろう。（のちにみるとおり、『自由論』によれば、このような奥村の行為は、秀美の個性の発展を阻害し、ひいては、社会の発展を阻害する行為である。）ともあれ、ここで問いたいのは、奥村の言動の理論的妥当性、すなわち哲学的正当性である。ありていにいえば、奥村は、「多数決は民主主義の原則」と秀美に述べ、この多数決の結果の「正しさ」を秀美に押し付けているが、果たして、この多数決的「正しさ」は本当に「正しい」のか。

この問いに対しては、ルソーを引き合いに出せば容易に解答は導き出すことができる。すなわち、クラスの多数決は単なる多数意志の表現であって、それが「正しさ」を担保する一般意志とは何ら関連性はない。にもかかわらず、奥村は秀美に対し、本来は厳密に区別すべき多数意志と一般意志を故意に混同させ、多数意志を、さも一般意志であるかのように秀美にせまったのだ。⁵

しかし、私が問いたいのは、このような安直なルソー的解決の是非ではない。（そもそもルソーが一般意志という概念を自己の民主主義論の「最後のピース」として導入し、それによって一般意志と多数意志とを分離した事自体がルソーの恣意的な方便のあらわれであって、これはこれで民主主義論の大問題であると考えるが、その点については、ここでは問わない。）このルソー的解決法は、実は、さらなる問題を含意する。それは、仮に、一般意志と多数意志とが合致しているとして、集合的「正しさ」を担保している一般意志を個人に押し付けることは果たして可能であるか、という問題である。すなわち、ことはルソー的民主主義論、社会契約論の根幹が問われているのである。

(2) 民主主義と多数者の専制・社会的専制

① トクヴィルの多数者の専制論

前節でみたような投票という目に見える形で行われる多数決原理による民主主義的圧力は、ある意味で単純でわかりやすい。むしろ厄介なのは、より洗練された形で行われる多数者の専制、あるいは社会的専制という事態である。このような多数者の専制に対する警告は、実は市民社会が確立した初期の頃から存在し、その嚆矢は、おそらくトクヴィルであろう。トクヴィルは、19世紀前半

⁴ 秀美自身は、自らの態度について、次のように述べる。「もちろん、授業中に、雀の死骸を机の上に置くのが良いこととは、彼も思っていなかった。そんなのは解り切ったことだ。けれど、解り切った以外の展開が、朝のホームルームでくり広げられることを彼は期待していたのだ。」(179頁) 秀美はそれが「良くないこと」と十分に理解していたのだ。では、なぜ、秀美はこのような行動に出たのか。秀美は「解り切った以外の展開」を期待したという。それは何か。「彼は、死というものに、心魅かれてしまったのだ。生き物が、ただの物体と化して道路に置き去りにされるという事実は不思議でたまらなかったのだ。」(180頁) 秀美は、「生」と「死」との境界の不思議さに思いを巡らせ、「死」というものをまさに Sachlich なものとして感じたのだ（「生と死」は本書のライトモチーフの一つである）。小学5年生の秀美にとっては、人生初の経験かもしれない。したがって、本文には明記されてこそないが、秀美が期待した「展開」というのは、そのような、「死なるもの」に対する「問い」への扉を開くことであったはずである。そして、そのようなことができるのは、物理的にも能力的にも担任教員の奥村でしかないだろう。ところが、奥村は、それをしないばかりか、民主主義的多数決原理で抑え込んでしまった。なんたる「愚」。こういう発言が、子供達の自由で創造的な発想の芽をどれだけ摘んできたことか。哲学の徒の末席を汚す者として、極めて遺憾に思う。

⁵ 後述するとおり、立憲主義・自由主義思想と民主主義思想の対抗関係という図式で考えると、秀美が立憲主義的・自由主義的理念を武器に奥村に抵抗したのに対して、奥村は、多数決原理という民主主義的正当性をふりかざしてこれを封じたことになる。

の米国をつぶさに見てまわり、米国における民主主義を次のように批判する。

「合衆国で組織されたような民主主義の政府について私がもっとも批判する点は、ヨーロッパで多くの人が主張するように、その力が弱いことではなく、逆に抗しがたいほど強いことである。そしてアメリカで私がもっとも嫌うのは、極端な自由の支配ではなく、暴政に抗する保障がほとんどない点である。

合衆国で一人の人間、あるいは一党派が不正な扱いを受けたとき、誰に訴えればよいと読者はお考えか。世論にか。多数者は世論が形成するものである。立法部にか。立法部は多数者を代表し、これに盲従する。執行権はどうか。執行権は多数者が任命し、これに奉仕する受動的な道具にすぎぬ。警察はどうか。警察とは武装した多数者にほかならぬ。陪審員はどうか。陪審員は多数者が判決を下す権利をもったものである。裁判官でさえ、いくつかの州では多数によって選挙で選ばれる。どれほど不正で非合理的な目にあつたとしても、だから我慢せざるを得ないのである。」⁶

トクヴィルは、米国における民主主義が「抗しがたいほど強いこと」を批判する。民主主義が強いことはよいことではないかと思いきや、トクヴィルの問題意識は別のところにある。すなわち、トクヴィルは、民主主義が強すぎることによって、社会における多数派が少数者に対して暴虐を働いた場合の歯止め（「暴政に抗する保障」）がないことを憂慮する。米国では確かに厳格な三権分立が実現され、当時としてはもっとも進んだ、今日とほとんど変わらない民主主義が実現していた。ここでは、立法部の構成員どころか、執行権の代表者や司法部の陪審員はもちろんのこと、職業裁判官の一部ですら選挙、すなわち多数決原理に基づく民主主義によって選任されていた。これは、ある意味で徹底した民意の反映、民主主義の実現である。それと同時に、このような事態は、民主主義的な多数者が絶対的な権力をにぎることを意味する。したがって、このような社会においては、多数の民意を敵にまわすことは、絶対的な権力を敵にまわすことを意味し、多数の民意の暴虐から逃れる政治的仕組みすら存在しないことを意味する。したがって、ある少数者が、多数者に「どれほど不正で非合理的な目にあつたとしても、だから我慢せざるを得ないのである。」トクヴィルは、このことを非難しているのである。

このように、民主主義の時代となり、その社会の多数派が、少数者に対して多数者の意見や価値観を押し付けることを、「多数者の専制」、あるいは「多数者の暴政」という⁷。

②ミルの社会的専制論

トクヴィルの多数者の専制をめぐる議論は、民主主義の新たな問題を提示したという意味で画期的であるが、それが未だ政治制度・統治機構における議論にとどまっているという点で、かならずしも十分とはいえない。先のトクヴィルの言葉にあるとおり、米国のような徹底した民主主義社会の場合、多数の専制にさらされた少数者は、制度的救済をもたない。もちろん、これ自体も確かに重大な問題である。しかし、これは多数者の専制の軽度の段階に過ぎない。

トクヴィルの問題提起を受けて、多数者の専制の問題をさらに深化させたのがJ. S. ミルである。ミルは、一歩進んで、多数者による少数者の支配は、トクヴィルが述べるような法的政治的な制度的保障が存在しないことにとどまらず、精神的服従、すなわち「靈魂の奴隷化」まで及ぶとする。

⁶ トクヴィル『アメリカのデモクラシー第1巻下』（岩波文庫、2005年）149頁以下。

⁷ 本稿では、「多数者の専制」と述べることにする。なお、この多数者の専制における「多数者」と「少数者」は、いわゆる「階級」のように固定的なものではなく、イシューによって変動する可変的流動的なものである。

ミルは、トクヴィルと同様、「人民は人民の一部を圧制しようと欲する」とした上で、「いまや政治の問題を考える場合には、「多数者の専制」は、一般に社会が警戒しなければならない害悪の一つとして数えられる」⁸と指摘する。ミルは、その上で、次のように述べ、多数者の専制の「病根の深さ」を指摘する。

「社会は、自己の命令を自ら執行することができ、また実際に執行している。そして、もし社会が、正しい命令を発せず誤った命令を発したり、あるいは、いやしくも社会が干渉してはならない事項について命令を発したならば、社会は、様々な政治的圧制よりもさらに恐るべき社会的専制を遂行することになる。なぜならば、社会的専制は、必ずしも政治的圧制のような極端な刑罰によってサポートされないけれども、遥かに深く生活の細部にまで浸透し、靈魂そのものを奴隷化するのであって、これを逃れる方法は、[政治的圧制よりも]むしろ少なくなるからである。」⁹

ここでミルは、近代における個人と国家、あるいは社会との関係について、極めて重大なことを述べている。社会生活において、我々は、法的コントロールにのみ服しているのではない。むしろ刑罰による処罰などの法的コントロールの網目は、一般的には大雑把で我々の社会生活の細部には干渉しない。むしろ、問題は、「社会的専制」である。社会的専制は、我々が日常的に行使し、行使されるような社会的関係に基づく権力関係から生じる。学校の教師と学生、大学の執行部と平教員、町内会の役員と会員……このように、あらゆるところに存在する社会関係に基づく権力の横暴が、社会的専制である。社会的専制は、ミルの述べるとおり、刑罰によるコントロールという手段によらずに、世論による有形無形の圧力によって「遥かに深く生活の細部にまで浸透し、靈魂そのものを奴隷化する」。我々は、日々、社会的専制の軛に絡め取られ、社会的専制の横暴に苦しめられる可能性にさらされながら生活している。現代の民主主義社会に生きる我々は、まずは、このことを自覚しなければならない。ミルは、このように警鐘をならす。

(3) 「○をつけよ」

再び、話を『ぼくは勉強ができない』に戻す。ミルが述べたような社会的専制の横暴は、「世論」が露骨に顕在化するワイドショーであったり、教師と学生という権力関係が生じる教育現場においてみることができる。秀美は、偶然にも時をおかず、両者の「社会的専制なるもの」に接することになる。以下、この点を見ていく。

① ばつをつけよ

祭日の朝、時田家は高校生の秀美、母、祖父の三人は、呑気にTVを見ている。TVの内容はというと……「番組は主婦向けのワイドショウである。芸能人の結婚やら離婚やら、三面記事になりそうな愛欲がらみの刃傷沙汰やらをコメンテーターと呼ばれる人々が解説する、日頃馴染みのないばくたちには、仲々、興味深い内容なのだ。最初の話題は、歌手が女優の部屋から朝帰りしたというものだった。女優の住むマンションの前で、レポーターが興奮気味に喋っている。」¹⁰このニュースに俗っぽい詮索を繰り広げる秀美と祖父。それに母が苛立ちつつ、次のように述べる。「二人共、止め

⁸ J. S. ミル著、塩尻公明・木村健康訳『自由論』（岩波文庫、1971年）14頁。なお、訳文は、原則として本書に基づきつつも、適宜変更している（以下の本書の引用でも同様）。また、以下の引用においては本書を『自由論』とのみ記す。

⁹ 『自由論』15頁。

¹⁰ 『ぼくは勉強ができない』92頁以下。

なさいよ。朝帰りしたからって、どうだってのよ。その二人が寝てたとは限らないじゃないの。だいたい、くだないわよ、こういう番組。もしかしたら、二人で、一晩じゅう仕事の話をしていたかもしれないじゃないの」¹¹編集者である母は、仕事で異性と一晩中一緒にいることがあり、そんなふうには誤解されるのはたまったものではない、と立腹する。これには秀美が反論し、母と秀美が議論していると、相変わらず、TVを見ていた祖父が声をあげた。

「おお、秀美、これは悲しいぞ」

祖父の言葉に、ぼくと母は争いを止め画面を見た。酒乱の夫を妻とその息子が、思い余って殺してしまったという話題だった。夫は、朝から酒を飲み、妻たちに暴力をふるったと言う。仕方がなかったのかもしれない。コメンテーターたちはそう言うてうなだれた。続いての話題も悲惨なものだった。生まれたばかりの子供を母が殺してしまったのだそうだ。母親は若い男に夢中になり、子供を邪魔に感じたのだそうだ。思わず、本当か！？ と僕は叫びそうになった。

「ワイドショウってすごいねえ。朝帰り殺人と同じ時間にやつけるのねえ。」

母は啞然として呟いた。けれど、ぼくには、何故多くの主婦たちが、これらの番組に夢中になるか解るような気がする。ここに取り上げられる話題と来たら、すべてが、本当は自分の価値観でどうにでもなることだからだ。けれど、自分の確固たる価値観を持つのは難しい。多くの人々は、それが本当に正しいものであり得るのか不安に思っている。そこに他人の言葉が与えられることで、彼らは、ある種の道標を与えられる安心を得るのだ。

歌手と女優は恋に身を焦がしているのかもしれない。けれど、真実は、そうでないのかもしれない。そんなふうにあやふやな心の内を、朝帰りしたのだからあやしいと思うべきだ、という意見が落ち着かせる。……

朝帰りはあやしい。この種の定義は、人々が考えることの源になる。酒乱の夫は殺されても仕方がない。子殺しは、言葉を失う程の罪悪だ。これらも、同じことから端を発しているような気がする。酒乱の夫だっていとおいしいじゃないか、と番組の出演者が言ってしまったら、人々の平静は一挙に失われるのである。まして、子供を殺す事情もあったのではないか、などと口に出そうものなら大変な騒ぎになるに違いない。誰もが正しい定義というものを求めているのである。¹²

先のミルの社会的専制の話の念頭に置きながらこの話を読めば、秀美が言いたいことは多言を要すまい。また、このような秀美の問題提起に対し、作者の山田詠美は、秀美の母に次のように言わせて、秀美の問題提起を回収する。

「私は、そういう物の見方が嫌なのよ。なんでもありきたりに片付けようとするんだから。ああ、胸糞悪い。……私は、したり顔で物を言うってのに我慢が出来ないの。個人の事情なんて誰にもわかんないんだから。それなのに、皆、丸とかばつとかつけて決めようとする。不倫が不道德なんて言うやつは大人じゃないわ」¹³

社会的専制は、実際、このような形で展開される。秀美の考えるように「自分の確固たる価値観を

¹¹『ぼくは勉強ができない』93頁。

¹²『ぼくは勉強ができない』94頁以下。

¹³『ぼくは勉強ができない』96頁以下。

持つのは難しい。」だからこそ、他人から言葉を与えられることによって、安心する。これが世論であり、母のいうとおり、世論は、多数者が支持するからこそ「ありきたりに片付け」て、「したり顔で物を言う」。そして、世論によって「丸とかばつとかつけて決めようとする。」もちろん、ばつを付けられたら、世論による熾烈なバッシングが待っている。

② 高校生のコンドーム

この話の翌日、事件が起きる。秀美が学校でコンドームを落としてしまう。それをこともあろうか、既成観念と既成の価値観に凝り固まった佐藤先生にみつかってしまう。佐藤先生は激怒する。

コンドームを学校に持ってきた理由を佐藤先生に問われた秀美は、彼女とセックスをするために持っている旨を述べる。これに対し、秀美の成績不良をとりあげ、「不純異性交遊」がその原因であると断罪する。これに対し、秀美は「ぼくは、呆気にとられて佐藤先生を見た。不純異性交遊！？

なんと！？ そのような言葉が、まだ生きていたのか。大人の口からは、時々、このような死語が飛び出して来て、ぼくたちを啞然とさせる。セックスのどこが不順なんだ。あんなに楽しいことの、一体どこが！？ 子供を作ることもあるんだぞ。」¹⁴と、口には出さないまでも、考える。

さらに、佐藤先生は、秀美を詰問する。少々長いが、本稿の核心部分でもあるので、煩を厭わず引用する。

「この学校の女の子にあんなものを使うのか」

「違います」

「じゃ、いつ使うんだ」

「それは、ぼくのプライバシーです」

佐藤先生は、いきなり机を叩いた。その拍子に、避妊具がはねた。

「何がプライバシーだ！！ そういう口は、一人前になってからきけ！！」

ぼくは、怒りをこらえて唇を噛み締めていた。桃子さん〔秀美の彼女〕とぼくの関係が不純異性交遊という言葉で片付けられてしまうのは、あまりではないかと思った。たとえ、若くても、男と女のことは、ちゃんと存在している。それをこの人は知らないのだろうか。不純か純粋かなどと他人が決められることではない筈だ。未成年がセックスをする。だから不純だ。何故、そんなふう言い切れるのだろうか。セックスをする。そのことは事実だ。しかし、どのようなセックスをするか、ということは、ぼくたち以外の誰も知らない。もしかしたら、夫婦がするよりも、はるかに純粋なものかもしれないではないか。

ぼくは、昨日のテレビ番組を思い出した。子供を殺すなんて鬼だ、とある出演者は言った。でも、そう言い切れるのか。彼女は子供を殺した。それは事実だ。けれど、その行為が鬼のようだ、というのは第三者が付けたばつ印の見解だ。もしかしたら、他人には計り知れない色々な要素が絡み合って、そのような結果になったのかもしれない。母親は刑務所で自分の罪を悔いているかもしれない。しかし、ようやく心の平穏を得て、安らいで罰を待ち受けているかもしれない。明らかになっているのは、子供を殺したということだけで、そこに付随するあらゆるものは、何ひとつ明白ではないのだ。ぼくたちは、感想を述べることは出来る。けれど、それ以外のことに関しては権利を持たないのだ。……

……いったい、大多数の人の言う倫理とは、一体、何なのだろう。それは規則のことなのだろうか？ それに従わない者は、出来の悪い異端者として片付けられるだけなのか？ 人殺しはいけない。そうだそうだと皆が叫ぶ。しかし、そうするしかない人殺しだって、もしかしたら、

¹⁴『ぼくは勉強ができない』103頁。

あるのではないか。ぼくは、もちろん、人なんか殺したくはない。しかし、絶対にそうしないとは言い切れないだろう。その時になってみなければ解らない。その人になってみなければ明言出来ないことは、いくらでもあるのだ。倫理が裁けない事柄は、世の中に、沢山あるように思うのだが。」¹⁵

秀美は、「倫理」という世間の多数の人間——すなわち、世論がつける「丸」と「ばつ」に疑問を呈する。殺人は悪いこと、子殺しは鬼の所業、高校生のセックスは悪いこと……。けれども、果たして本当にそうなのだろうか。当事者にしか判らない事情があるのではないか。ともあれ、このような世間がつける「丸」や「ばつ」こそが、多数者の意見である。そして、佐藤先生のような人間が、世間的な平板で表面的で一面的な評価に基づいて「丸」や「ばつ」をつける。これこそが「多数者の専制」あるいは、「社会的専制」の具体的な形である。（このような「佐藤先生的なる存在」はうんざりするほど数多に存在するのだが。）

なお、このあと、秀美は、担任であり秀美の理解者である桜井先生のとりにしにより、ことなきを得る。その後、秀美は、桜井先生に次のように述べる。「でも、ぼくは、絶対に、白黒つける側になりたくないんです」と述べる。そして、それに対して、桜井先生は「わからんぞ、その時になってみなきゃ。でも、そうしないよう努力することは出来るな。人が人を無責任な立場から裁くことなんて出来ないよ。そのことだけ解ってれば良いと思うんだ。」¹⁶と述べる。

(4) まとめ・小括

以上、『ぼくは勉強が出来ない』の主人公・秀美の小学校時代及び高校生としてのエピソードを通じて、学校現場における意思決定システムとしての多数決方式の実際についてみてきた。小学生の秀美は、学級における「多数決の結果」、すなわち多数者の意志によって自らの意図に反した行動を強要された。これは、本質的には、多数決方式の問題点が端的に示されている。すなわち、多数者の意志と、個々の意志が乖離した場合に、集団としては——学級経営においては、「それぞれの教師が」ということになろうが——いかに振る舞うべきか、という問題を内包している。

また、多数決方式を基にした民主主義の問題は、「多数者の専制」の問題として、トクヴィルによって提示された十九世紀以来の古典的な問題であった。そして、多数者の専制は、単に統治機構上に現れる専制としてのみならず、それが「世論」にまで拡張された際に現れる「社会の専制」の問題として、より高度化・深刻化された形で顕在化する。学校でコンドームを落としてしまった秀美が、まさに直面した問題であった。

なぜ学校にコンドームを持参してはいけないのだろうか。秀美は、まさに、このような「問い」を、学生の立場として発問したものであった。しかし、佐藤先生は、この「問い」に正面から応えることなく、世間的「常識」で（高校生がセックスするなんて「不純異性交遊」である！）封じ込めようとした¹⁷。

これは、単なるフィクションではない。むしろ、本作が三十年前に執筆されたことを考えると、この頃よりも2020年代の現在は、問題は深刻化しているように思えてならない。たとえば、現在の

¹⁵ 『ぼくは勉強ができない』 103 頁以下。

¹⁶ 『ぼくは勉強ができない』 109 頁。

¹⁷ 本作は三十年前に執筆された作品であり、佐藤先生が教師や学校の権限を振りかざして、有無を言わずに秀美を従わせようとしなかっただけでも、ブラック校則の存在が問題視されている現在の日本の学校現場の状況から考えると、佐藤先生はまだ「開明的」なのかもしれない。

日本の学校現場は、いわゆるブラック校則に対して、学生からの「問い」に正面から応えてきたか。しかも、これは情けないことに、高等教育研究機関であるはずの大学の教育学部でも同様である¹⁸。秀美が投げかけた問題は、初等中等教育機関の現場の問題であると同時に、高等教育機関の問題でもある。

ともあれ、話を戻そう。本章において述べたかったことは、秀美の事例を素材にして、「民主的なもの」——多数決や世論が物事の是非や正否を決定するという意思決定方式——が、必ずしも物事の「正しさ」を保障していない、ということである。多数決は、正しいこともあるが、間違えることもある。世間の多くの人の意見、すなわち世論は、正しいこともあるが、間違えることもある。それどころか、本来は、我々にとって「よいもの」であったはずの民主主義が「多数者の圧政」「社会の専制」という形で、我々に決定的に強力なダメージを与えることもある。

それでは、学校現場としては、どのように対応すべきなのだろうか。逆の観点からすると、小学生の秀美に対する奥村先生や、高校生の秀美に対する佐藤先生がしたように、多数決の結果や世間的常識を学生に押し付けることは何がいけないのだろうか。どのような弊害があるのだろうか。次章以降、この点について、検討することとする。

3. 立憲主義と民主主義

私は法学者であって、教育学の専門家ではない。教員免許も所持していない。したがって、前章で提起した問題について、教育学的な知見によって検討を深めることはできない。そこで、本章では、前章の問題提起を受け、この問題を法学的に考察することとしたい。具体的には、まずは本章において、立憲主義の古典的な意義についてみた上で、民主主義の問題について改めて確認することとする。

(1) 立憲主義と基本的人権の意義

① 立憲主義

そもそも立憲主義とは何なのだろうか。立憲主義とは、「一八世紀末の近代市民革命期に主張された、専断的な権力を制限して広く国民の権利を保障する」¹⁹思想である。すなわち、専制君主は、国民に対して何ら支配の正統性も正当性も有していない。(いうまでもなく、中世以降の欧州の専制君主は、今日的な国民国家的正当性を有することなく、領地領民を家産的財産として相続し、あるいは他の専制君主から戦争で奪った。)そして、専制君主は、自らの「私的財産」に過ぎない領地領民に対し、時に理不尽で苛烈な支配を躊躇なく行った。その結果、近代市民革命が生じた。すなわち、近代市民革命は、恣意的な「君主の暴政」へのプロテストととして勃発し、君主（支配者）の暴政を予防するために、権力者による権力をコントロールすることを目的として憲法が制定された。憲法は、権力者が国民に対して行ってはならないことを定め（権利章典、基本的人権）、さらに、各国家機関の権限を明文で定め、権力の暴走を予防するため、各機関が相互にチェック・アンド・バラ

¹⁸ たとえば、教育実習における過剰な「自主規制」を見よ。実習担当の教員が「実習生は24時間教師たれ！」と訓示した上で、実習期間中の部活動やアルバイトを禁止する「訓示」を垂れていた。(確かに、実際に実習期間中に部活動等を行なう余裕はないだろう。ただ、そうであれば、その旨を述べるべきで、実習担当教員が学生の部活動やアルバイトを一律禁止することはやりすぎであろう。人権侵害の可能性がなしとしない。)

また、なぜ実習生は黒か紺のスーツで実習校に行かねばならないのか、なぜ髪を黒く染めなければならないのか。このような疑問に、大学教育学部は、ただ「上から」ルールを押し付けるのではなく、実習生の疑問に正面から応え、一緒に考える機会を設けるべきではないだろうか。

¹⁹ 芦部信喜・高橋和之補訂『憲法〔第五版〕』（岩波書店、2011年）5頁。以下、『憲法』と略記。

ンスを図ることとなった（統治機構）。フランス人権宣言16条が「権利の保障が確保されず、権力の分立が定められていないすべての社会は、憲法をもたない。」と規定するのは、まさにこの趣旨に基づく。すなわち、「近代立憲主義は、個人の権利・自由を確保するために国家権力を制限することを目的とする。」²⁰このようにして近代立憲主義が成立し、市民は、近代立憲主義に基づく憲法によって「君主の暴政」から保護されることになった。

しかし、十九世紀に入ると、立憲主義によって基本的人権を確立し、君主の横暴を抑えるというのは、所詮は対症療法あるいは消極的方策に過ぎないことに人々は気がついた。すなわち、そもそも被支配者たる国民から支配の正当性・正統性を有していない君主が国家を支配し、権力を握っていること自体がおかしいのである。我々が我々を支配する者を自ら選べるようになれば、我々が選んだ者が我々に対して暴政をするはずがないではないか。これが、国民の参政権の要求となり、民主主義の要求となる²¹。

(2) 民主主義の意義と問題点

このように成立した民主主義によって、共和主義的政府をもつ国家ではもちろんのこと、君主制を維持して立憲君主制に移行した国家においても、支配者は、被治者たる国民の意志と意向を無視しえなくなった。

民主主義政治の実現によって、立憲主義思想は、民主主義にとって代わり、時代遅れの「無用の長物」となるかに思われた。すなわち、そもそも立憲主義は、国家権力を行使する者が、被治者である一般市民に専制・暴政を行なうことを防止するためのものであった。しかし、民主主義の確立によって、市民は自らを支配する者を自ら選抜することができるようになり、権力者による暴政や専制の可能性は、理論的に消滅したことになる。これは、とりもなおさず、本来の立憲主義の存在理由そのものが消滅したことを意味する。

それでは、本当に、民主主義を実現した近代国家は、立憲主義を必要としないのだろうか。ここまでお読みいただいた読者にはもうお判りだろうが、もちろん「否」である。（この点については、次章で詳述する。）前章で述べたとおり、民主主義社会においては、専制君主の暴政はなくなった。その代わり、社会の多数者が権力を掌握し、社会道徳と倫理を支配するようになり、社会的少数者を支配するようになった。「多数者の暴政」「社会的専制」の問題である。多数者が少数者に対して、暴政・圧政を強いる恐れが出てきたのである。近代人権思想の起源の研究で有名なイエリネクは、この多数者が支配する現象をつぎのように述べる。

「民主的多数者以上に、思慮がなく残酷で、個人の最も根源的な権利に敵意を抱き、寛大さと真実を憎み軽蔑しているものはありえない。……現実からまったく眼をそらす者だけが、大衆とは、善良であり真実を愛するものだという夢を今もなお見ることができる。」²²

4. 立憲主義の現代的意義——「多数者の暴政」に抗するために

(1) 立憲主義と自由主義

元来、立憲主義は、絶対主義的専制君主からの暴政・暴虐を予防するためのものであった。この

²⁰『憲法』13頁。

²¹ 究極的には、自らが自らを統治するのが民主主義あるいは自治の理念である。そのためには、ルソーが適切にも指摘するとおり、本来は直接民主制が望ましい。しかし、いうまでもなく、大規模で高度に分業化技術化した近代国家において、直接民主制は、現実問題として不可能である。そのため、いわば次善の策として間接民主制が採用されることとなる。

²² G. イェリネク『少数者の権利』（日本評論社、1989年）47頁。

ため、立憲主義は、民主主義を実現した現代において、「過去の遺物」となってしまうのだろうか。そうではない。立憲主義の意義は、民主主義を現実とした現代においても——いや、現代においてこそ——評価されるべきである。

このことを考察する際に、重要なのは、立憲主義の基盤となる根本的理念に立ち返ることである。立憲主義は、専制君主からの暴政・暴虐を予防するためのものであるが、裏を返すと、専制君主であろうが一般市民であろうが、みな同じ対等で平等な一個の人間であり、幸福に自らの人生を送る生まれながらの権利を有するという原則が根底にある。憲法の教科書では、次のように説明される。

「……広く国民の権利・自由の保障とそのため統治の基本原則を内容とする近代的な憲法へ発展するためには、ロック (John Locke, 1632-1704) やルソー (Jean-Jacques Rousseau, 1712-78) などの説いた近代自然法ないし自然権 (natural rights) の思想によって新たに基礎づけられる必要があった。この思想によれば、①人間は生まれながらにして自由かつ平等であり、生来の権利 (自然権) をもっている、②その自然権を確実なものにするために社会契約 (social contract) を結び、政府に権力の行使を委任する、そして、③政府が権力を恣意的に行使して人民の権利を不当に制限する場合には、人民は政府に抵抗する権利を有する。」²³

人間は自然権を有している。そして、その自然権を確実に確保することが近代憲法の最大の目的である。立憲主義は、この理念を大前提とする。そして、「近代憲法は、何よりもまず、自由の基礎法である。それは、自由の法秩序であり、自由主義の所産である。」²⁴立憲主義は、自由主義的理念を基礎としている。

このような観点からすると、自由主義的理念に基づく立憲主義は、個々人の権利を重視し、権力が個人の領域へ介入することを拒否する。この側面からすると、立憲主義は、民主主義の理念と対立することになる。

「……権利宣言 [人権宣言＝憲法典の人権諸規定] というものは、国家と個人とのあいだに永久的な境界線を引き、立法者がその境界線を限界、すなわち「人間の自然的で、譲りわたすことのできない、神聖な権利」によって立法者に対して設定された限界として、常に念頭に置くようにしようとするものである。」²⁵

民主主義は、市民が市民自らを統治することを理想とする。したがって、個々人の権利も、場合によっては、集団の決定あるいは、集団の権利によって優先される。ルソーの一般意志が典型である。イエリネクは、次のように述べる。

「[ルソーの] 社会契約はただ一つの条項をもっているにすぎない。すなわち個人のあらゆる権利を全面的に社会に譲渡することである。個人が国家にはいると同時に、個人自身にはまったく何の権利も残らない。」²⁶

ルソー的民主主義は、多数者の意志こそが絶対正しいものであり²⁷、「ルソーは個々人の自由に確固

²³ 『憲法』 6 頁。

²⁴ 『憲法』 10 頁。

²⁵ イェリネク『人権宣言論』(所収、初宿正典編訳『イエリネック対プトミー 人権宣言論争』(みすず書房、1995年)) 38頁。以下、『人権宣言論』と略す。

²⁶ 『人権宣言論』 36 頁。

²⁷ 桑原武夫・前川貞次郎他訳『社会契約説』(岩波文庫、1954年) 46頁以下

不動の境界をもった不可侵の領域があることを承認する意図などない」²⁸のである。すなわち、国家（あるいは社会集団）と個人との権限の境界線という意味で、民主主義は、立憲主義あるいは自由主義とは相互に全く相容れないものである。

(2) 社会的少数者の保護

前節で述べたとおり、自由主義の理念は、個々人の権利を尊重し、そこに権力が介入することを拒否する。権力が専制君主的権力であろうが、国民主権的権力であろうが、権力が介入することのできない領域が個々人には存在し、それを保障すべし、というのが自由主義である。この理念に基づいて、基本的人権は基礎づけられる。

基本的人権は、自由主義的理念に基づいて、多数者の専制及び社会的専制の防壁になる。既に述べたとおり、本来、立憲主義に基づく基本的人権は、専制君主の横暴・暴政を防止し、権力が介入できない個人の領域を確保するためのものであった。専制君主が居なくなった現代においては、多数者の専制、あるいは社会的専制に対する防壁として基本的人権は機能する。たとえば、LGBTと称される性的マイノリティや人種的マイノリティなどは、社会の中では圧倒的に少数者である。しかし、だからといって多数者の嗜好や意見を少数者に押し付けてよい、ということにはならない。異性愛者である社会的多数者が同性愛等の少数者の性的言動を禁ずることは許されない。また、性的マイノリティであることを理由に、あるいは人種的マイノリティであることを理由に、少数者が差別を受けることもまた、当然に許されない。このように、基本的人権は、国家権力や多数者が少数者のプライベートな領域に介入することを防止する理論的防壁の役割を担うこととなる。多数者の圧制や社会的圧制に対する理論的防壁になること、立憲主義と基本的人権の現代的意義はここにある。

(3) 個性の社会的効用

『ぼくは勉強ができない』の秀美は、自律的に自分自身でものごとの是非を判断し、既成概念に凝り固まった教師たちに反発した。このような秀美の言動は、社会的専制の弊害を指摘したミルはどのようにみるだろうか。

ミルであれば、秀美の言動を「個性の発揮」と捉え直すであろう。ここでいう「個性」というのは、世間や多数者の既成の価値観や考え方に流されることなく、自分自身でその是非を判断しうるような自律的で批判的な思惟力のことを指す。秀美はまさに優れた「個性」の持ち主であり、優れた「個性」の持ち主だからこそ、既成の価値観を振りかざす権威的教師に果敢にも立ち向かうことができたのだ。

ミルは、フンボルトの言葉を引きつつ、人間の目的は、「自分の能力を一貫性のある完全な全体へと最大限に調和を維持しながら最高度に発展させることである」とし、このために必要な目標は「能力と発展の個性」であり、個性を涵養するためには、「自由と状況の多様性」という二つの条件が必要であり、この二つが結合して「個人の活力と多様な変化」が生まれ、ここから、独創性たる個性が育まれる、と述べる²⁹。すなわち、フンボルト及びミルにとっては、個人の完成のために、個性というのは、必要不可欠な要素であるということである。

さらに重要なのは、このような個性の効用は、個性を有する個人に帰するのみならず、社会全体にとっても有益であるということである。ミルは、「個性は発達と同一のものであるということ、また十分に発達した人間を生み出すもの、生み出しうるものは、ただ個性の養成のみである」と述べ

²⁸『人権宣言論』38頁。

²⁹『自由論』116頁以下。なお、ここでは、山岡洋一訳『自由論』（光文社、2006年）も参照した。

た上で、「これらの発達した人々が、まだ発達していない人々にとっても役に立つものである」ことを示す³⁰。具体的には、「私は、まだ発達していない人々は、既に発達した人々から、恐らく何ことかを学ぶであろう³¹。ミルは、ここで特に「天才」の有用性を説く。世間の習慣にとらわれることなく、自由で独創的な発想をするのが天才——この意味で、秀美の「天才」であろう——であるが、このような天才は、人々の旧弊・習慣に疑問符を付し、それを打破し、社会にとってより有益な新たな習慣を確立するきっかけを提供する。ミルは、天才について次のように述べる。

「天才は、自由の雰囲気の中においてのみ、自由に呼吸することができる。天才ある人は、天才であるが故に (ex vi termini)、外のいかなる人々より更に個性的である。——したがって、社会がその成員たちのために、各自独特の性格を形成するの労を省いてやろうとして提供する少数の鑄型に、天才ある人々が自分を適合させようとするれば、ほかの人々以上に、有害な抑圧をこうむらずにはいないのである。」³² (傍点は原典)

さらに、ミルは、次のように駄目を押す。

「現代においては、一般的なものへ順応しない (nonconformity) という事例だけでも、すなわち、慣習に膝を屈することを拒否することだけでも、そのこと自体が一つの貢献なのである。世論の圧制が甚だしくて、普通でない [奇矯] ということが非難されるべきことになっているくらいであるから、正にそれ故に、このような圧制を打ち破るため、人々が普通でないとうことこそむしろ望ましいのである。」³³

秀美を思い出してほしい。秀美は、凡庸な慣習に支配された奥村先生や佐藤先生に敢然と抵抗したのだ。小学生の秀美が、奥村に小突かれて倒れてもなお、反抗的な言動をやめたなかったのは、そのような凡庸な「慣習に膝を屈することを拒否」したのだ。佐藤先生の世間的な価値観に反抗した高校生の秀美は、凡庸な「慣習に膝を屈することを拒否」したのだ。そして、「そのこと自体が一つの貢献なのである。」

強調しておきたいのは、秀美がこのような「慣習に膝を屈すること」を強要されたのが学校ということである。もちろん、本書は、単なるフィクションである。しかし、極めてリアリティのあるフィクションである。学校や教師は、子供達を自らの権力と校則等で不必要なまでに慣習に膝を屈せしめていないだろうか。

本来、学校は、ミルが推奨するような子供達の「個性」を涵養すべき存在ではないのか。それは、子供本人ためでもあるし、それが結果として、社会全体の発展にも寄与する。日本の多くの学校と教師（初等中等教育の教員のみならず、高等教育の教員ももちろん含む）は、このような学校の本来の使命を思い出すべきではないだろうか。

5. おわりに ——学校の門が「地獄の門」とならないために

民主主義思想とそれに基づく多数決原理は、一般には推奨されるべき思想であろう。私も、一般

³⁰ 『自由論』 128 頁以下。

³¹ 『自由論』 129 頁。

³² 『自由論』 131 頁。

³³ 『自由論』 135 頁。

論としては、これに異論を唱えるつもりはない。それは、集団において、もっとも簡便な意思決定方式であり、「集団における多数の意志」という正当性をも担保できるからである。

しかし、本稿で示したとおり、このような民主主義的思想や多数決原理が、仮に、安易に教育の場に持ち込まれるのであれば、それには反対せざるをえない。教育というのは、個々の子供達の発達段階や特徴、特性に即しつつ、それぞれの子供の個性（ミルが述べた意味での「個性」）を涵養する場でなければならない。教育をこのような場とするためには、集団の意向を優先する民主主義的思想よりも、個々人の個性を優先する立憲主義的・自由主義的思想をより強く尊重しなければならない。

これは、もちろん子供達だけの話だけではない。教員もまた、個性を伸ばす必要がある。そのようにしてこそ、はじめて子供達の個性を涵養することができるだろうし、秀美のような子供にもきちんと対応できるようになるだろう。

ところが、現状はどうか。子供達へは無条件に「ブラック校則」を押し付け、統制を強めている。また、教員自身も多忙を極め、自己研鑽する暇もない。このような状況では、自由主義的な個性を涵養するどころではないだろう。むしろ、現在の学校は、「ことなかれ主義」に傾き、多数者の専制・社会的専制に迎合し、子供達に多数者の専制及び社会的専制への同化を強いている存在になっているように思えてならない。そのような「学校」は、既に学校とはいえない。特に、秀美のような人間——ミル的な意味でいうところの個性豊かな「天才」——にとっては、地獄のような場所になってしまう。これでは、秀美本人も潰れてしまうばかりではなく、社会全体も益々沈降していくばかりである。

また、本来は、個々の教員もまた、それぞれの個性を重視できるように、各々の個性を涵養するような存在であるべきである。そうでなければ、子供達の個性を涵養することなど到底不可能であろう。逆にいえば、学校という「場」は、そこで学ぶ子供達、そして、そこで教える教師達、双方がそれぞれ各々の個性を重視し尊重し、それぞれ各々の個性を涵養する「場」でなければならない。そうでなければ、子供達も教員達も成長することはできないだろう。しかし、残念ながら、私の個人的な理解に基づけば、大学の教育学部を含め、初等中等教育の現場全体が、そのような個性を涵養する「場」になっているとは、到底いえない状況にあると言わざるをえない。

学校の門が「地獄の門」であってはならない。